

利用者負担上限額管理事務(複数児)マニュアル

令和7年4月

同一世帯で複数児(兄弟姉妹等)が障害児通所支援等の支給決定を受けている場合、兄弟姉妹全員分の利用者負担額合計が、利用者負担上限月額を超えないよう管理を行う必要があります。

(2人利用している世帯の例)

受給者証番号	児童	支給決定保護者	受給者証記載の 負担上限月額
00000000001	神戸 一郎	神戸 太郎	4,600
00000000002	神戸 次郎		4,600



受給者証番号	児童	支給決定保護者	世帯の負担上限月額
00000000001	神戸 一郎	神戸 太郎	4,600
00000000002	神戸 次郎		

上記例の場合、2人分の利用者負担額合計が4,600円以内となるよう上限額管理を行います。

上限額管理事務(複数児)の手順

手順1. 対象者の把握

保護者へ兄弟姉妹の利用(他事業所の利用の有無等)がないか、必ず直接確認して下さい。

※受給者証においても特記事項欄に「複数障害児あり」と記載されていますが、兄弟の支給決定が同時期に行われるわけではないため、受給者証に記載されない場合があります。

※同一世帯で複数児童が障害児通所支援を利用していない場合でも、今後利用することになった場合は利用している事業所へ連絡いただくよう保護者へ依頼して下さい。

手順2. 上限額管理事務を行う事業所の選定

利用者が契約している事業所の中から「上限額管理事業所」を選定して下さい。

≪上限額管理事業所の選定に係る注意点≫

- 兄弟姉妹の利用状況(他事業所の利用の有無等)は必ず保護者に直接確認して下さい。
- 上限額管理事業所の決定方法(優先順位等)に明確な規定はありませんが、原則として契約日数の多い事業所を選定して下さい。
(兄弟姉妹で複数事業所を利用している場合は、契約日数等を考慮し決定して下さい。)
- どの児童とも契約のない事業所が上限額管理事業所となることはできません。
- 兄弟姉妹で上限額管理事業所が異なっている場合、同一の上限額管理事業所となるよう変更の手続きをお願いします。
- 利用者負担上限月額が「0 円」の場合、上限額管理が必要ありませんので、上限額管理事業所の選定は不要です。

(参考)共通する事業所が1か所だけの場合

児童	利用している事業所		上限額管理事業所
兄(一郎)	事業所 A 、 <u>事業所 B</u>	▶	事業所 B
弟(次郎)	<u>事業所 B</u> 、 事業所 C		

手順3. 上限額管理事業所の登録

- (1)上限額管理事業者は、「利用者負担上限額管理事務依頼届出書」に必要事項を記入のうえ、保護者に渡し、受給者証とともに受給者証に記載されている問い合わせ先の区役所等に提出するよう勧奨して下さい。

※この届出がなく複数障害児上限額管理を行い、国保連に請求明細書を送信するとエラーとなります。

- (2)上限額管理事業所は、その他の契約事業所に、上限額管理事業所になった旨をご連絡下さい。

手順4. 上限額管理事務(複数児)

神戸市では、独自減免(自治体助成)を行っているため、国の基準とは異なる上限月額が設定されていることがあります。下記を参考に、世帯の上限額をご確認下さい。

(例)

受給者証番号	児童名	支給決定保護者	受給者証記載の負担上限月額	
			市独自減免前	市独自減免後
00000000001	神戸 一郎	神戸 太郎	4,600	1,700
00000000002	神戸 次郎		4,600	1,700
00000000003	神戸 三郎		4,600	1,700

⇒ 上記世帯の例では、3人分の負担額合計が「1,700 円」を超えないように上限額管理を行います。

(1)上限額管理事業所は、関係する事業所の1か月の利用状況を「利用者負担額一覧表」等で把握(確認)してください。

(2)上限額管理事業所は、「利用者負担上限額管理結果票(複数障害児用)」を作成し、関係事業所へ写しを送付してください。

※上限額管理事業所のみで負担上限月額に到達したときは、関係する事業所に通知することによって金額の連絡を省略することができます。
(上限額管理結果票には利用のあったすべての事業所の番号等を記載しなければならないため、関係する事業所の利用の有無を必ず把握して下さい。)

(3)上限額管理事業所および関係事業所は、上限額管理結果票に基づいて国保連への請求明細書の上限額管理関係欄を入力し送信してください。

※上限額管理結果票は、事業所内に保管するようにしてください。
(実地指導等で確認する場合があります。)

参考

登録手続き・事務に必要な様式

「上限額管理事務依頼届出書」や「利用者負担上限額管理結果票」は神戸市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/jogenkanri.html>

「上限額管理加算」の請求

・「上限額管理加算」の算定(請求)ができる場合

複数の事業所利用があった場合に、上記事務を行った上限額管理事業所は、「上限額管理加算」を算定することができます。(請求ができるのは、世帯で一人分のみです。)

・「上限額管理加算」の算定(請求)ができない場合

1つの事業所でのみ利用があった場合は、「上限額管理加算」を算定することはできません。

※上限額管理事務(複数児)自体は行う必要があります。

その他

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと、児童福祉法に基づく障害児通所支援等を利用している場合(例:短期入所と放課後等デイサービス等)は、それぞれで上限額管理を行います。

※全サービスの利用者負担額の合計が世帯の負担上限月額を超過する場合、高額障害福祉サービス等給付費等の支給を行います。